

## 令和4年第6回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和4年6月8日
2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室
3. 開催年月日 令和4年6月16日
4. 出席農業委員 19名
  - 1番 佐藤 易廣
  - 2番 柳沼 正治
  - 3番 八巻 長一
  - 4番 寺島 武
  - 5番 渡邊 政幸
  - 6番 菅野 照
  - 7番 鈴木 政浩
  - 8番 穴戸 洋一
  - 9番 阿部 忠幸
  - 10番 浦山 公一
  - 11番 大槻 孝徳
  - 12番 吉田 浩重
  - 13番 大橋 吉成
  - 14番 千葉 利市
  - 15番 長沢 壽幸
  - 16番 佐藤 清光
  - 17番 渡邊 茂
  - 18番 土屋 洋一郎
  - 19番 清野 直人
5. 欠席農業委員 0名
6. 出席農地利用最適化推進委員 20名
  - 20番 佐藤 輝弥
  - 21番 佐々木 春男
  - 22番 大武 有子
  - 23番 後藤 喜美江
  - 24番 橘 典雄
  - 25番 ~~八島 市藏~~
  - 26番 高橋 敏明
  - 27番 菊池 和彦
  - 28番 齋藤 信夫
  - 29番 佐藤 善一
  - 30番 渡邊 みき子
  - 31番 ~~野田 源吉~~
  - 32番 舟山 健一
  - 33番 引地 秀樹
  - 34番 八城 智広
  - 35番 ~~佐瀬 之人~~
  - 36番 小賀坂 伸夫
  - 37番 秋葉 武
  - 38番 ~~大和田 俊一郎~~
  - 39番 三浦 秀勝
  - 40番 阿部 良夫
  - 41番 津田 茂
  - 42番 井上 林一
  - 43番 八巻 博
7. 欠席農地利用最適化推進委員 4名
8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、事務局長補佐 大戸浩一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝、副主幹 齋藤俊則
9. 会議の提出事項
  - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
  - 議案第4号 現況確認証明願いについて
  - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第6号 農用地利用配分計画（案）について
  - 議案第7号 伊達農業振興地域整備計画の変更案について
  - 議案第8号 あっせん申出について
10. 議 事

議 長 只今から、令和4年第6回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。  
（午後14時40分宣告）

只今の出席委員は、農業委員 19 名、推進委員 20 名で定足数に達しております。よって令和 4 年第 6 回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。

議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員会総会会議規則第 29 条の規定により議長が指名することになっておりますので、7 番、鈴木政浩委員、8 番、宍戸洋一委員、以上 2 名を指名いたします。また、本日の定例総会会議書記には、農業委員会事務局の照内庶務係長と齋藤副主幹の 2 人を指名いたします。

続きまして、本定例総会の会期について、お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日 1 日とすることに、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認めまして、本定例総会の会期は、本日 1 日と決定いたします。

議長 それでは、議案審議に入ります。

議長 議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第 1 号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についての補足説明を申し上げます。

1 番は、〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの売買による所有権の移転であります。〇〇さんは、耕運機、管理機などの農業機械を所有しており、家族で年間 450 日農業に従事し、許可後の耕作面積 61a です。通作距離は、自宅から車で 8 分ほどであります。

2 番は、〇〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの売買による所有権の移転であります。〇〇さんは、軽トラック、耕運機、草刈機などの農業機械を所有しており、家族で年間 150 日以上農業に従事し、許可後の耕作面積は 66a です。通作距離は、自宅から車 5 分であります。

以上、2 件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、旧伊達町、霊山、月舘、白根、山舟生の 30a、それ以外の地域は 40a という下限面積、年間 150 日以上家族での農業従事日数、片道 2 時間以内の通作距離、を満たしていることから、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第 1 号の 1 番の案件について、27 番、菊池和彦調査員お願いいたします。

27 番委員 議案第 1 号の 1 番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

6月12日に、譲渡人の〇〇さんとは直接お会いして、譲受人の〇〇さんとは電話でお話しを伺いました。〇〇さんは週に1度、実家のある〇〇〇の一人暮らしの母の世話をしに来ますので、その時に話を伺いました。〇〇さんより、知り合いを通じて本件農地を売って欲しいとの話があり、〇〇さんの方でも、母親一人では農地を管理できないとの事で、商談が成立したようであります。〇〇さんは申請農地の近くで長芋やゴボウ等を作っており、規模拡大のため畑を探していたとの事です。申請農地やその周辺は阿武隈川のすぐそばで、ゴボウや人参等の根菜類には最適な場所であります。申請農地は〇〇さんや親戚の方が保全管理しておりましたので、問題の無い案件だと思います。皆様のご審議よろしく願いをいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の2番の案件について、37番、秋葉武調査員、お願いいたします。

37番委員 議案第1号の2番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。

6月14日、譲渡人の〇〇さんとは直接会って、譲受人の〇〇さんとは、電話でお話しをしました。この案件は、〇〇さんの方から直接、農地を譲って欲しいとの話があったそうです。現地は長年耕作がされていないため、草だらけの状態でした。〇〇さんは、この土地を使っていただけるなら喜んで譲りたいとの事です。また、〇〇さんは申請地付近で田んぼを管理しており、申請地では何か野菜を作りたいとの事で、許可が降りればすぐに草刈りをし、準備したいとの事です。特に問題の無い案件と見て参りましたが、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の2件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の2件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の2件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。なお、2番と3番の案件については、30アール以上の申請のため、本日の審議終了後、福島県農業会議に意見を求めた上で「許可決定」

とすることになります。それでは、議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第2号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、公共事業受注による資材置場のための一時転用であります。賃借権の設定9か月でございます。農地区分は、農振農用地でありますので農用地と、10ha以上農地が連たんしている第1種農地が混在しております。農用地及び第1種農地であっても、一時転用は転用可能であるため 転用可能と判断しました。

2番については、残土処理による農地改良のための一時転用でございます。賃借権の設定で、期間は3年であります。農地区分は、農振農用地でありますので農用地と、10ha以上農地が連たんしている第1種農地が混在しております。農用地及び第1種農地であっても、一時転用は転用可能であるため 転用可能と判断しました。

3番について、これも残土処理による農地改良のための一時転用でございます。使用賃借権の設定で、期間は3年でございます。農地区分は、農振農用地でありますので農用地と判断しました。農用地であっても、一時転用は転用可能であるため 転用可能と判断しました。

以上、3件とも転用許可可能と判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第2号の1番の案件について、43番、八巻博調査員お願いいたします。

43番委員 議案第2号の1番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日6月15日午前9時、梁川総合支所集合で、渡邊政幸委員、齋藤信夫委員、私と、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。

また、現地に於いては、地権者代表、〇〇〇〇〇〇〇〇と、現場監督の〇〇氏から説明を受けました。今回の申請は、令和3年の台風19号による河川の災害復旧工事に伴った資材置場の一時転用申請です。申請地の選定理由は、資材置場として利用する上で、資材管理に支障が無く、工事をスムーズに行うことができる場所であるからとの事です。また、一時転用における農地への復元方法としましては、敷鉄板、盛土の撤去後、所有者の意向に沿い、耕作に適した農地へと復元し返還するとの事でした。なお、雨水については自然浸透で問題なく、周辺農地等への影響も無いため、許可相当と判断して参りました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の2番の案件について、13番、大橋吉成調査員、お願いいたします。

13番委員 議案第2号の2番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日、霊山総合支所に午前10時15分集合で、菅野照委員、大武有子推進委員、私、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇から南側に入った土地でありまして、昨年の11月から、〇〇〇〇で何か所か転用申請をして残土処理・農地改良をした場所のすぐ近くになります。申請人3人の家の目の前にある農地でありまして、一部野菜を作っている方もおりましたが、大体8割から9割は荒れ放題の土地であります。今回、〇〇〇〇が残土処理・農地改良をする上で、山との境には排水路を作り、災害防止対策をすとの事ですから、許可相当と判断して参りました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の3番の案件について、22番、大武有子調査員、お願いいたします。

22番委員 議案第2号の3番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日6月15日午前10時15分、霊山総合支所集合で、大橋吉成委員、菅野照委員、私、事務局3名の計6名で現地を確認して参りました。

申請地は、霊山町上小国地内、県道51号線沿いの農地です。本案件は農地改良のための一時転用です。周辺農地への影響も無いと思われますので、許可相当と判断して参りました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入りますが、議案第2号の1番については、委員が当事者となっている案件であります。

当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第31条、「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求めて、その当事者分を最後に審議することとし、それ以外の案件を先に一括審議を行いたいと思います。

お諮りいたします。議案第2号の1番の案件を最後に審議することにし、それ以外の2件の案件について、先に審議することにご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、これより審議に入ります。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1番の案件を除く2件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 異議なしと認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の1番の案件を除く2件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の

委員の方は「挙手」をお願いします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の委員が当事者となっている１番の案件を除く２件の案件については、原案のとおり「許可相当」とし、福島県農業会議へ意見を求めることにいたします。その結果、異議がなければ、「許可決定」とし、異議があった場合は、再度、総会で審議することになります。次に、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の１番の案件について、審議いたします。

議 長 この案件については、議席番号○番、○○○○委員が当事者となっておりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号○番、○○○○委員の退席を求めます。

議 場 （議席番号○番、○○○○委員 退席）

議 長 これより質疑に入ります。議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の、当事者分の賃借権設定に係る１番の案件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の、１番の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに、「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第２号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の１番の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。それでは、ここで議席番号○番、○○○○委員の退席を解きます。

議 場 （議席番号○番、○○○○委員 入室着席）

議 長 次に、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第３号朗読説明）

説明を農地係長より申し上げます。

農地係長 議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について」補足説明を申し上げます。

１番につきましては、令和２年１１月の総会で審議し、令和３年１月に転用許可を受けた事案であります。○○○○○敷地造成のための一時借用でございました。当初事業計画者である○○○○○○○が、コロナの影響や様々な社会情勢による建築資材の高騰に伴い、事業継続が出来なくなり継承者、○○○○○○○○への事業継承及び一時借用期間を１年から２年８ヶ月に

議長　ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議長　議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について」質疑を許します。

議長　質疑ございませんか。

議長　場　「異議なし」の声。

議長　「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第３号、「農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の１件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長　場　（委員挙手全員）

議長　賛成全員。よって、議案第３号「農地法第５条第１項の規定による許可後の事業計画変更申請について」の１件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長　次に、議案第４号「現況確認証明願いについて」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長　（議案第４号朗読説明）  
説明を農地係長より申し上げます。

農地係長　議案第４号「現況確認証明願いについて」補足説明を申し上げます。  
１番、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇及び〇〇〇〇については、昭和５３年頃より宅地として利用され現在に至っております。以上、証明を付すのもやむを得ないと判断し受理いたしましたので、委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長　この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。議案第４号の１番の案件について、６番、菅野照調査員、お願いいたします。

６番委員　議案第４号の１番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。令和４年６月１５日水曜日、午前１０時１５分に、霊山総合支所集合で、大橋吉成委員、大武有子推進委員、私、事務局３名の計６名で現地を確認して参りました。

場所

場所は霊山町石田、国道１１５号線沿いにある農地です。昭和５３年ごろから物置敷地として使用していたそうです。建物が既にありますので、承認するもやむを得ないものと見て参りました。皆様のご審議よろしくお願ひいたしま

す。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議案第4号「現況確認証明願いについて」の1件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第4号「現況確認証明願いについて」の1件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第4号「現況確認証明願いについて」の1件の案件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第5号朗読説明）

今回提出された農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となりますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に関連して、集積計画のうち他市町村からの新規耕作案件について、地元委員より、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。10ページ 令和4年6月27日公告分の11番の案件について、29番佐藤善一調査員、お願いいたします。

29番委員 報告いたします。貸付人は、野菜等の作付けを手広く行っているため、所有する農地の一部を貸し付けている状況です。譲受人は、精力的に営農活動を行っており、ブロッコリーのほかにも多品目を作付けしており、規模拡大のため借り受ける事にしたそうです。何ら問題ない案件と見て参りましたが、皆様のご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入りますが、議案第5号については、一括審議としたいので、お諮りいたします。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る4件、賃借権設定に係る20件、使用貸借権設定に係る10件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、当事者分を除く所有権移転に係る4件、賃借権設定に係る20件、使用貸借権設定に係る10件について、一括審議するこ

とにいたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る4件、賃借権設定に係る20件、使用貸借権設定に係る10件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る4件、賃借権設定に係る20件、使用貸借権設定に係る10件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第6号「農用地利用配分計画（案）の決定について」を議題いたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第6号朗読説明）

ご審議いただきます農用地利用配分計画（案）につきましては、農地中間管理事業により 農地中間管理権を有する農地中間管理機構「公益財団法人 福島県農業振興公社」の求めにより伊達市が提出するものであり、その際に農業委員会の意見を聴くことになっています。福島県農業振興公社は、この計画案をもとに配分計画を定め、県知事の認可を受けると配分計画の定めるところにより賃借権または使用貸借権が設定され、または移転することになります。

なお、知事認可の公告予定年月日は、令和4年7月25日となっています。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入りますが、議案第6号の案件については、〇〇番、〇〇〇〇委員が当事者となっております。当事者に係る案件については、農業委員会等に関する法律第31条、「議事参与の制限」の規定により、当事者に退席を求める事となりますので、審議終了まで退席し、審議終了後に、入室、着席をお願いします。それでは、議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

議長 場 （議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員 退席）

議長 ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議長 それではよろしいでしょうか。これより質疑に入ります。議案第6号「農用地利用配分計画（案）の決定について」、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 それでは、「異議なし」と認め、これより議案第6号「農用地利用配分計画（案）の決定について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員は、「挙手」願います。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第6号「農用地利用配分計画（案）の決定について」は、原案のとおり「承認決定」といたします。それでは、ここで議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員の退席を解きます。

議長 （議席番号〇〇番、〇〇〇〇委員 入室着席）

議長 次に、議案第7号「伊達農業振興地域整備計画の変更案について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第7号朗読説明）

議長 これより、質疑に入ります。議案第7号「伊達農業振興地域整備計画の変更案について」の質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 それでは「異議なし」と認め、これより、議案第7号「伊達農業振興地域整備計画の変更案について」を採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員は、「挙手」をお願いいたします。

議長 （委員挙手全員）

議長 委員全員の賛成があり「異議なし」と認めます。よって、議案第7号「伊達農業振興地域整備計画の変更案について」は、原案のとおり「承認決定」といたします。

議長 次に、議案第8号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第8号朗読説明）

議長 これより、質疑に入ります。議案第8号「あっせん申出について」の4件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第8号、「あっせん申出について」の4件の案件について「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は「挙手」をお願いいたします。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第8号「あっせん申出について」の4件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくことになります。それでは、

指名させていただきます。1 番の案件について、梁川地区担当から 2 7 番、菊池和彦推進委員と、3 7 番、秋葉武推進委員。2 番と 3 番と 4 番の案件について、保原地区担当から 4 0 番、阿部良夫推進委員と、4 2 番、井上林一推進委員にお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、報告第 1 号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第 1 号朗読説明）

議 長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議 場 「発言なし」の声。

議 長 それでは、特に発言がないようですので、報告第 1 号「専決処分の報告について」を終了します。

議 長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。これにて、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。

長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 4 年第 6 回伊達市農業委員会定例総会を閉会といたします。どうもご苦労様でした。（午後 1 5 時 4 0 分閉会）

|             |         |      |
|-------------|---------|------|
| 11. 提出事項の顚末 | 議案第 1 号 | 許可決定 |
|             | 議案第 2 号 | 許可決定 |
|             | 議案第 3 号 | 許可決定 |
|             | 議案第 4 号 | 承認決定 |
|             | 議案第 5 号 | 承認決定 |
|             | 議案第 6 号 | 承認決定 |
|             | 議案第 7 号 | 承認決定 |
|             | 議案第 8 号 | 承認決定 |

12. この会議の議案      この議事録の末尾に綴る。

